

日高市告示第71号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）の別表の備考各号に掲げる区域として次の表のとおり指定し、平成24年4月1日から施行する。

区域の種類	該当地域
a 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考

- 1 区域の種類のアルファベットは、騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の別表の備考各号に掲げる区域の種類を示す。
- 2 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、及び「工業地域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる地域を、「用途地域の定めのない地域」とは、同号の規定による用途地域の指定がされていない地域をいう。